平成２２年（フ）第１７号
長野県塩尻市大字広丘吉田1245番地２　吉田団地Ｂ31号
債務者　今井理恵子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２９号
長野県松本市旭１丁目６番15号
債務者　小林　正康
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３５号
長野県大町市社5580番地　館の内団地４―11、前住所長野県大町市常盤6851番地83
債務者　平野　深雪
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５１号
長野県安曇野市穂高1114番地２
債務者　山田真由美
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６２２号
名古屋市昭和区桜山町２丁目48番地の１　ジュネコキアージュ桜山402
債務者　中野　克義
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘268番地４　星ケ丘アパート5405号
債務者　松本さおり
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
兵庫県宝塚市福井町９番11号
債務者　宅和　順一
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８０号
兵庫県宝塚市福井町９番11号
債務者　宅和あつこ
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３１号
福岡県飯塚市天道31番地１　コーポみづほＡ203号
債務者　松岡　千春
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３５号
福岡県飯塚市柏の森681番地　コスモハイツ柏の森104号
債務者　奥　　澄子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８号
福岡県八女市新庄1715番地
債務者　西田　幸男
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１４号
福岡県八女市酒井田209番地１　酒井田団地85―504号
債務者　東堂由美子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１６号
福岡県八女市高塚591番地　高塚東団地401号
債務者　牛島　瑠美（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２３７号
北九州市戸畑区一枝１丁目２番25―507号
債務者　山﨑今朝夫
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３８号
北九州市戸畑区一枝１丁目２番25―507号
債務者　山﨑　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３９号
北九州市小倉北区新高田１丁目２番33号　シャルムＹ201
債務者　東野　敏彦
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４９号
北九州市八幡西区穴生１丁目16番８号
債務者　髙口千鶴子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部